

住宅ローンの借入申込に関する同意書（担保提供予定者用）

担保提供予定者
ご署名（自署）

担保提供予定者

お名前	フリガナ 姓(LastName) 名(FirstName) ミドルネーム(MiddleName)			お申込 人との続柄	父母 子（養子を含む） 義父母 義父母 子（養子を含む） 婚約者	配偶者 子の配偶者
	生年月日	西暦	年 月 日			
現住所	フリガナ 〒 -					
自宅電話				携帯電話		

担保提供予定者
ご署名（自署）

担保提供予定者

お名前	フリガナ 姓(LastName) 名(FirstName) ミドルネーム(MiddleName)			お申込 人との続柄	父母 子（養子を含む） 義父母 義父母 子（養子を含む） 婚約者	配偶者 子の配偶者
	生年月日	西暦	年 月 日			
現住所	フリガナ 〒 -					
自宅電話				携帯電話		

担保提供予定者は、下記の申込人による株式会社SBI新生銀行（以下「銀行」または「貴行」といいます。）への住宅ローンの借入申込（その他諸契約の締結を含む。以下、「本申込」といいます。）に関し、下記1.「個人情報の取扱いに関する同意書」、下記2.「反社会的勢力等ではないことの表明・確約に関する同意書」および下記条項 ~ を確認し、同意します。また、本書の控えを受領しました。

記

申込日： _____

申込番号： _____

申込人氏名： _____

具体的な申込内容は申込人にご確認ください。

申込の内容を申込人に確認し、申込人による本申込に同意しました。

後日貴行から送付される案内に従って、審査に必要な書類を提出します。

借入金額その他の条件は、申込人および担保提供予定者が別途貴行宛に差入する金銭消費貸借契約書等によって確定し、その条項に従います。

提出した本書その他貴行提出書類等が返却されなくとも、異議を申し立てません。

本申込によるローンが貴行によって承認された日より、6ヶ月以上が経過した後にローンの借入を希望する場合は、再申込の手続をとるものとします。

1. 個人情報の取扱いに関する同意書

第1条（個人情報の収集・利用に関する同意）

1. 担保提供予定者は、本申込、本申込による契約（以下「本契約」といいます。）、本契約に付随する諸手続き、パワ-フレックス口座の開設手続き、および継続的な利用等に際して、銀行が、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、担保提供予定者に関する下記の個人情報（本申込後の変更内容および本申込前に取得した内容も含み、以下「個人情報」といいます。）を保護措置を講じたうえで収集し、下記業務および銀行の子会社・関連会社や提携会社等における金融商品やサービスに関し、下記の利用目的の達成に必要な範囲内で利用することに同意します。なお、当該利用目的には、担保提供予定者の個人情報（取引履歴、ウェブサイトの閲覧履歴その他の行動履歴等の情報および共同利用等により取得した情報を含みます。）を分析して推測した、担保提供予定者の趣味・嗜好や信用度等に応じて行うもの（例えば、広告配信や与信判断等）を含みます。

【個人情報】

- 銀行所定の申込書（ウェブ申込画面等を含む。）に申込人および担保提供予定者が記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況等の「属性情報」（本契約締結後に 銀行が申込人および担保提供予定者から通知を受ける等により知り得た変更情報を含みます。）
- 本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、契約金額、融資対象物件、支払回数、支払方法、毎月の支払金額等の「契約情報」
- 本契約に関する支払開始後の利用残高、返済状況、履歴等に関する「取引情報」

【銀行が行う業務の内容】

- ・ 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ・ 投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ・ その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含みます。）

【個人情報の利用目的】

1. 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため。
2. 犯罪収益移転防止法に基づく本人の確認等や、金融商品やサービスの利用にかかる資格等の確認のため。
3. 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため。
4. 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため。
5. 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため。
6. 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため。
7. 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
8. 契約（銀行とお客さまとの間の契約および銀行の業務に直接的または間接的に関連する契約をいいます。）や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため。
9. 市場調査、ならびにデータ分析やアンケート実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため。
10. ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため。
11. 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため。
12. 銀行のホームページ（<https://www.sbishinseibank.co.jp>）に掲載している「SBI新生銀行グループにおける個人情報の共同利用」に基づく共同利用のため。

13. 各種取引の解約や取引の解約後の事後管理のため。

14. その他、銀行が提供する金融商品やサービスを適切かつ円滑に履行するため。

なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、以下のとおり、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

銀行は、銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

また、銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

2. 担保提供予定者は、銀行が、本契約を行う者が担保提供予定者に相違ないかを確認するため、運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確認（写しの入手も含みます。）すること、または銀行が住民票を徴求すること（本契約締結後の住所確認のためも含みます。）に同意します。

第2条（個人情報の第三者提供）

1. 担保提供予定者は、本契約が企業等との提携ローンである場合、銀行が、担保提供予定者の個人情報を、融資の申込、契約および、継続的な利用に際しての判断や管理のために必要な範囲内で提携会社等に提供することに同意します。

2. 担保提供予定者は、銀行が、担保提供予定者の個人情報を、本申込、本契約および継続的な利用に際しての判断や管理のために子会社・関連会社に提供することに同意します。

3. 担保提供予定者は、銀行が、担保提供予定者の個人情報を、本契約にかかる担保権の設定・変更その他本契約に付随する手続のために銀行が依頼する司法書士、司法書士事務所等に提供することに同意します。

4. 担保提供予定者は、担保提供予定者の個人情報が、債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先（その候補先を含みます。）または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第3条（個人情報の取扱いの委託等）

担保提供予定者は、銀行が事務処理を第三者に委託する場合に、銀行が個人情報の保護措置を講じた上で、収集した個人情報の取扱いを受託者に委託することに同意します。

第4条（個人情報の開示・訂正等）

1. 担保提供予定者は、銀行に収集されている自己に関する個人情報について、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等または第三者への提供停止（以下「開示・訂正等」といいます。）を請求することができるものとします。

2. 銀行に対する開示・訂正等の請求手続等については、銀行のホームページ（www.sbishinseibank.co.jp）に掲載しております。

3. 本条第1項に基づく銀行による開示により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、銀行は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条（不同意の場合の措置）

担保提供予定者は、本申込において必要な記載事項について記載を希望しない場合、および本同意書の条項の一部または全部を承認できない場合は、銀行が本申込を謝絶する場合があることについて同意します。

ただし、第1条第1項に記載する【個人情報の利用目的】のうち第10号ないし第12号についての不同意についてはこの限りではありません。

第6条（規約の変更）

銀行は、法令の定める手続きにより、本同意書の条項を必要な範囲内で変更できるものとします。

2. 反社会的勢力等ではないことの表明・確約に関する同意書

担保提供予定者は、現在および将来、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当せず、下記1の（a）～（e）に該当しないことを表明・確約し、自らまたは第三者を利用して下記2の（a）～（e）の一つにでも該当する行為をしないことを確約します。また、下記3の（a）～（c）に該当しないことを表明・確約します。

1. （a）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
（b）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
（c）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
（d）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
（e）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. （a）暴力的な要求行為
（b）法的な責任を超えた不当な要求行為
（c）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
（d）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
（e）その他前各号に準ずる行為
3. （a）資産凍結等経済制裁の規制対象者
（b）米国O F A C規制の制裁対象者
（c）各国が規制するマネー・ローンダリング、テロ資金源供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触し、または抵触のおそれがあると合理的に認められる者

以上

No. 10474-3 23.01